



三重県公報

令和6年3月25日 (月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
9	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(市 町 行 財 政 課)	2
10	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(医 療 政 策 課)	8
11	健康増進法施行細則の一部を改正する規則	(健 康 推 進 課)	8
12	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子 ども 福 祉 ・ 虐 待 対 策 課)	8
13	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	11
14	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	12
15	県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	22
	告 示		
199	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(建 築 開 発 課)	33
200	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(同)	33
201	建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第21、別表第22及び別表第23に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件の一部を改正する告示	(同)	34
202	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示	(同)	35

規 則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第九号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成二十三年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	（市町の執行機関への本人確認情報の提供方法） 第三条 条例第三条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。次条において同じ。）の操作によるものとし、その送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号。次条において「総務省告示」という。）によるものとする。 （知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法） 第三条 条例第四条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、その送信又は送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じて送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）によるものとする。
	（条例別表第一の規則で定める事務） 第五条 条例別表第一市町長の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び市町の条例に基づく市町村税（当該市町村税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。）である場合にあつては、当該法人の役員（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号に規定する役員をいう。次条において同じ。）とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は

（条例別表第一の規則で定める事務）
 第四条

- （管理人とする。）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
 - 一 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの納税管理人、第二次納税義務者、担保を提供した者、保証人その他の納税義務があると認められる者（以下「納税者等」という。）
 - 二 納税者等の相続人（包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。）
 - 三 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
 - 四 納税者等が譲渡した財産で当該譲渡により担保の目的となっているものの権利者
 - 五 納税者等が有する財産を占有している第三者若しくはこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者又は当該財産の保管者
 - 六 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者
 - 七 国税徴収法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四百四十二条第二項に規定する搜索に係る第三者又は滞納者の親族その他の特殊関係者
 - 八 前各号に掲げるもののほか、地方税法に基づく徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者
 - 九 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又は過誤納金若しくは還付金の還付の受取について正当な権限を有する者
- （条例別表第二の規則で定める事務）

第六条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、地方税法及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）に基づく県税（地方税法第四十八条第一項又は第二項の規定により徴収する個人の市町民税、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）第三条の規定により賦課徴収する産業廃棄物税、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第八条の規定により賦課徴収する特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。）である場合に

条例別表第一第一号の規則で定める事務は、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出に係る宗教法人	つては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあっては、当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。 一 納税者等 二 納税者等の相続人 三 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 四 納税者等が譲渡した財産で当該譲渡により担保の目的となっているものの権利者 五 納税者等が有する財産を占有している第三者若しくはこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者又は当該財産の保管者 六 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある第三者 七 国税徴収法第百四十二条第二項に規定する捜索に係る第三者又は滞納者の親族その他の特殊関係者 八 前各号に掲げるもののほか、地方税法に基づく徴税吏員の質問検査権により調査の必要があると認められる者 九 三重県県税条例第百三十七条の三第一項第二号に規定する自動車税環境性能割の減免及び同条例第百三十七条の十三第一項に規定する自動車税種別割の減免の手續に係る身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等のみで構成される世帯において身体障害者等を常時介護する者 十 三重県県税条例第百十六条の十五に規定する軽油引取税の免税の手續に係る免税軽油使用者 十一 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者若しくはその相続人又は過誤納金若しくは還付金の還付の受取について正当な権限を有する者 2 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、地方税法に基づく県税の犯則事件（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十七条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる特別法人事業税に関する犯則事件及び地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。）の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。 3 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出に係る宗教法人
---	--

	の役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。		の役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
2	条例別表第一第二号の規則で定める事務は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定により、なお従前の例によるものとされた土地等の管理において、当該土地等の隣接地等の所有権を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	4	条例別表第二第四号の規則で定める事務は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定により、なお従前の例によるものとされた土地等の管理において、当該土地等の隣接地等の所有権を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
3	条例別表第一第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 （略）	5	条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 （略）
4	条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 （略）	6	条例別表第二第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 （略）
5	条例別表第一第五号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるときは、当該埋立て又は当該干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）又は当該土地にある物件について所有権又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	7	条例別表第二第七号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるときは、当該埋立て又は当該干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）又は当該土地にある物件について所有権又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
6	条例別表第一第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・三 （略）	8	条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・三 （略）
7	条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・五 （略）	9	条例別表第二第九号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・五 （略）
8	条例別表第一第八号の規則で定める事務は、三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和二十七年三重県規則第八十九号の二）第一条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	10	条例別表第二第十号の規則で定める事務は、三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和二十七年三重県規則第八十九号の二）第一条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
9	条例別表第一第九号の規則で定める事務は、三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 （条例別表第一の規則で定める事務）	11	条例別表第二第十一号の規則で定める事務は、三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 （条例別表第三の規則で定める事務）
第五條	条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）第一条に規定する修学奨学金の貸与を受けた者、その連帯保証人若しくは同規則第三条第一項第一号に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	第七條	条例別表第三教育委員会の項第一号の規則で定める事務は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）第一条に規定する修学奨学金の貸与を受けた者、その連帯保証人若しくは同規則第三条第一項第一号に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
2	条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める	2	条例別表第三教育委員会の項第二号の規則で定める

事務は、三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則を廃止する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十五号）による廃止前の三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第十八号。以下この項において「廃止前の奨励金規則」という。）第一条に規定する進学奨励金の貸与を受けた者、その保証人若しくは廃止前の奨励金規則第四条に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	事務は、三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則を廃止する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十五号）による廃止前の三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第十八号。以下この項において「廃止前の奨励金規則」という。）第一条に規定する進学奨励金の貸与を受けた者、その保証人若しくは廃止前の奨励金規則第四条に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
3 条例別表第二教育委員会の項第三号の規則で定める事務は、三重県大学等進学資金貸付けに関する規則を廃止する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十七号）による廃止前の三重県大学等進学資金貸付けに関する規則（平成七年三重県教育委員会規則第十二号。以下この項において「廃止前の進学資金規則」という。）第一条に規定する進学資金の貸付けを受けた者、その保証人若しくは廃止前の進学資金規則第三条に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	3 条例別表第三教育委員会の項第三号の規則で定める事務は、三重県大学等進学資金貸付けに関する規則を廃止する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十七号）による廃止前の三重県大学等進学資金貸付けに関する規則（平成七年三重県教育委員会規則第十二号。以下この項において「廃止前の進学資金規則」という。）第一条に規定する進学資金の貸付けを受けた者、その保証人若しくは廃止前の進学資金規則第三条に規定する保護者（保護者であつた者を含む。）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
4 条例別表第二監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査の請求の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答とする。	4 条例別表第三監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査の請求の受理、当該請求に係る事実についての審査又は当該請求に対する応答とする。
5 条例別表第二公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。）である場合にあつては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 一～四 （略）	5 条例別表第三公安委員会の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を、当該法人が分割した場合にあつては、当該分割により事業を承継した法人を含む。）である場合にあつては、当該法人の役員とし、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合にあつては、当該代表者又は管理人とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 一～四 （略）

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（条例別表第一の規則で定める事務） 第四条 （略）	（条例別表第一の規則で定める事務） 第四条 （略）
2 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十三条第三項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 一 特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたと認	

められる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 三 特定非営利活動促進法第二十九条(二)の規定を同法第五十二条第一項(同法第六十二条において適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、書類の提出を怠っていると認められる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 四 特定非営利活動促進法第四十二条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 五 特定非営利活動促進法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 六 特定非営利活動促進法第八十条各号のいずれかに該当すると認められる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	
3 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定により、なお従前の例によるものとされた土地等の管理において、当該土地等の隣接地等の所有権を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	2 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第八条第一項の規定により、なお従前の例によるものとされた土地等の管理において、当該土地等の隣接地等の所有権を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
4 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)	3 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)
5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)	4 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・二 (略)
6 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業を行うために必要な土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成されるときは、当該埋立て又は当該干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。)又は当該土地にある物件について所有権又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業を行うために必要な土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成されるときは、当該埋立て又は当該干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。)又は当該土地にある物件について所有権又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
7 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・三 (略)	6 条例別表第一第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・三 (略)
8 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・五 (略)	7 条例別表第一第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 一・五 (略)
9 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(昭和二十七年三重県規則第八十九号の二)第一条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所	8 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(昭和二十七年三重県規則第八十九号の二)第一条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所

の確認とする。	の確認とする。
10 条例別表第一第十号の規則で定める事務は、三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。	9 条例別表第一第九号の規則で定める事務は、三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第二条第一項に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（病院の人員） 第五条 条例第四条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 一 二 （略） 四 栄養士又は管理栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 五・六 （略） 2・3 （略）	（病院の人員） 第五条 条例第四条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 一 二 （略） 四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一 五・六 （略） 2・3 （略）

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十一号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十六年三重県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十二号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第十四章 （略）	第一章～第十四章 （略）
第十五章 里親支援センター（第九十一条・第九十二条）	
附則 （利用者等及び職員健康診断）	附則 （利用者等及び職員健康診断）
第七 条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、利用者等に対し、入所時の健康診断、少なくとも年二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	第七 条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、利用者等に対し、入所時の健康診断、少なくとも年二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2 ～ 4 （略） （関係機関との連携）	2 ～ 4 （略） （関係機関との連携）
第十九 条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）	第十九 条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）
第二十七 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導等を行う者をいう。第九十条第二項において同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。 （関係機関との連携）	第二十七 条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員（母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導等を行う者をいう。第九十条第二項において同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。 （関係機関との連携）
第四十六 条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）	第四十六 条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）
第七十七 条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）	第七十七 条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 （関係機関との連携）
第八十六 条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び	第八十六 条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当

家庭環境の調整に当たらなければならない。 (支援を行うに当たって遵守すべき事項) 第九十条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略) 第十五章 里親支援センター (職員)	たらなければならない。 (支援を行うに当たって遵守すべき事項) 第九十条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略)
第九十一条 条例第九十七条第二項の規則で定める要件に該当する者は、次に掲げるとおりとする。 一 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 イ 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者 ロ 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ハ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事がイ又はハに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 二 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 イ 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者 ロ 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者 ハ 里親等への支援の実施に関して、知事がイ又はハに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者 三 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 イ 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者	

ロ 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
ハ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事がイ又はハに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(関係機関との連携)
第九十二条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和六年三月二十五日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三 重 県 規 則 第 十 三 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(建築主事の所管区域) 第二条 法第四条第九項の規定により別表第一の(イ)欄に掲げる事務について、同表の(ろ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ同表(は)欄に掲げる所属に置く建築主事を指定する。 (認定申請に係る添付書類) 第十五条の二 次の表の(イ)欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。	(建築主事の所管区域) 第二条 法第四条第七項の規定により別表第一の(イ)欄に掲げる事務について、同表の(ろ)欄に掲げる区域を所管する建築主事として、それぞれ同表(は)欄に掲げる所属に置く建築主事を指定する。 (認定申請に係る添付書類) 第十五条の二 次の表の(イ)欄に掲げる認定を受けようとする者は、当該認定の区分に応じ、省令第十条の四の二第一項で定める申請書に、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。												
<table><tr><td>(イ) 認定の区分</td><td>(ろ) 添付する書類</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定</td><td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書</td></tr></table>	(イ) 認定の区分	(ろ) 添付する書類	(略)	(略)	政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書	<table><tr><td>(イ) 認定の区分</td><td>(ろ) 添付する書類</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定</td><td>省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書</td></tr></table>	(イ) 認定の区分	(ろ) 添付する書類	(略)	(略)	政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書
(イ) 認定の区分	(ろ) 添付する書類												
(略)	(略)												
政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書												
(イ) 認定の区分	(ろ) 添付する書類												
(略)	(略)												
政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定	省令第一条の三第一項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び既存不適格調書												
2 (略)	2 (略)												

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第七号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

様式第一号から様式第一号の三までを次のように改める。

様式第1号（第3条の3関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号

備考 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

（規格A4）

様式第1号の2（第3条の3関係）

軽 微 変 更 該 当 証 明 書

第 号
年 月 日

様

三重県知事 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は大切に保管してください。

様式第1号の3（第3条の4関係）

取下げ届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

- 1 提出（申請）した規定
 - ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第2項
 - ☐ 三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の3第1項
- 2 提出（申請）年月日
年 月 日
- 3 提出（申請）に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

（規格A4）

様式第四号から様式第八号までを次のように改める。

様式第4号（第8条、第15条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

三重県知事 宛て

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第34条第1項
第36条第1項
第41条第1項
の規定による認定の申請を取り下げるの
で届け出ます。

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第35条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

（規格A4）

軽微な変更届

年 月 日

三重県知事宛て

住所
氏名

届出者

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 26 条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。

変更の内容	工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更(6月以内の変更)	新			
		旧			
	建築物又は住戸の名義変更	新			
		旧			
	その他の変更	新			
		旧			
認定年月日番号		年 月 日 第 号	設計者	住所 氏名 電話	
主要用途			工事種別		
建築場所					
変更理由					
受付欄		備考			

様式第6号（第10条、第16条関係）

認 定 し な い 旨 の 通 知 書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

第35条第1項
第36条第1項 の規定による認定をしないこととしたので、通知します。
第41条第2項

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

- 教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

改 善 命 令 書

年 月 日

様

三重県知事

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第12条、第17条関係）

認 定 取 消 し 通 知 書

年 月 日

様

三重県知事

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第35条第1項
第41条第1項 の規定により認定した、
下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物について、同法 第39条
第42条
の規定に基づきその認定を取り消しましたので、これを通知します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 取消し理由

教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(經過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書等は、この規則による改正後
の三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に基づいて提出された届出書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使
用することができる。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年11月11十五日

三 重 具 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第十五号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第三条の三 削除	(条例第六条第二項に規定する特に居住の安定を図る必要がある者) 第三条の三 条例第六条第二項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 六十歳以上の者 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度がイ、ロ、ハ又はニに掲げる障害の種類に応じ、それぞれイ、ロ、ハ又はニに定める者 イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度である者 ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度である者 ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度である者 三 特殊の疾病による障害（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。次条において同じ。） 同項の主務大臣が定める程度に相当する程度である者 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当するもの 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成

(条例第六条第一項第五号イに規定する規則で定める障害の程度) 第三条の四 条例第六条第一項第五号イ(1)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する障害の程度 二 精神障害 (知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する障害の程度 三 (略) 四 特殊の疾病による障害(特殊の疾病による障害(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 五 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けている者 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの 七 ベンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するベンセン病療養所入所者等 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者 ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの 九 炭坑離職者 十 公害により健康に被害を受けている者で知事が定める要件を備えているもの 十一 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等 (条例第六条第一項第五号イに規定する規則で定める障害の程度) 第三条の四 条例第六条第一項第五号イ(1)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 身体障害 第三条の三第二号イに規定する障害の程度 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する障害の程度 三 (略) 四 特殊の疾病による障害 第三条の三第二号二に規定する障害の程度
---	---

めの法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害をいう。第九条において同じ。） 同項の主務大臣が定める程度に相当する障害の程度 2 条例第六条第一項第五号イ②に規定する規則で定める障害の程度は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する障害の程度とする。 （入居の承継申請） 第九条 （略） 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第十三条第一項の規定による承認をしてはならない。 一 六 （略） 七 当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者又は次のいずれかに該当する者でない場合 イ 六十歳以上の者 ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が（1）、（2）、（3）又は（4）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（1）、（2）、（3）又は（4）に定める者 （1） 身体障害 第三条の四第一項第一号に該当する者 （2） 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度である者 （3） 知的障害 ②に規定する精神障害の程度に相当する程度である者 （4） 特殊の疾病による障害 第三条の四第一項第四号に該当する者 ハ 第三条の四第二項に該当する者 ニ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 ヘ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの ト ヘンセン病療養所入所者等に対する補償金の支	2 条例第六条第一項第五号イ②に規定する規則で定める障害の程度は、第三条の三第三号に規定する障害の程度とする。 （入居の承継申請） 第九条 （略） 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例第十三条第一項の規定による承認をしてはならない。 一 六 （略） 七 当該承認を受けようとする者が入居者の配偶者又は第三条の三各号に掲げる者でない場合
--	---

給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二 二条に規定するヘンセン病療養所入所者等					
チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この 号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一 条第二項に規定する被害者で(1)又は(2)のいづれ かに該当するもの					
(1) 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規 定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五 条の規定による保護が終了した日から起算して 五年を経過していない者					
(2) 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定によ り裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該 命令がその効力を生じた日から起算して五年を 経過していないもの					
リ 炭坑離職者					
ヌ 公害により健康に被害を受けている者で知事が 定める要件を備えているもの					
ル 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一 号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等					
3 (略)					
第二十七条の七 (略)					
(明渡しの請求を受けた不正使用者等から徴収するこ とができる損害賠償金等の額)					
第二十七条の八 条例第五十条の六第二項において準用 する条例第三十九条第四項に規定する損害賠償金の額 は、当該駐車場の使用料の二倍に相当する額とする。た だし、知事が特別の事情があると認める場合は、条例第 五十条の六第一項による請求を行つた日における当該 駐車場の使用料に相当する額とすることができる。					
別表第一 (第二条関係)					
区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数
一 九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二〇	千里団 地	津市	(略)	(略)	(略)
			簡易耐火 二階	昭和四二	(略)
				(昭和五九	(略)
				改良分)	(略)
				(略)	(略)
			(略)	昭和四四	六
				(昭和五七	
				改良分)	
				(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

3 (略)					
第二十七条の七 (略)					
別表第一 (第二条関係)					
区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数
一 九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二〇	千里団 地	津市	(略)	(略)	(略)
			簡易耐火 二階	昭和四二	(略)
				(昭和五七	(略)
				改良分)	(略)
				昭和四二	(略)
			(略)	(昭和五九	一
				改良分)	
				(略)	(略)
				昭和四四	七
			(略)	(昭和五七	
			(略)	改良分)	
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

二 七 〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 七 〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

(表)
 県 営 住 宅 入 居 申 込 書
 (入居申込者は太線の中だけを記入してください。)

三重県知事 宛て

フリガナ	
申込者氏名	

下記のとおり相違ありませんので、県営住宅の入居を申し込みます。

この申込書に虚偽の記載があったとき又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

また、県が入居資格審査を行うに当たり、入居申込者又は同居させようとする者が暴力団員であるかどうかを確認することに同意します。

希望する県営住宅名 (別表から選んでください。)	優先資格 (○を付けてください。)	抽選番号	順 位	住宅番号
	有 無			

※「優先資格」については裏面及び「県営住宅入居申込みのご案内」を参照してください。なお、優先を選択した場合、優先資格を証明する書類を添付してください。

申込者の住所	〒		電話番号
勤務先	名称		電話番号
	所在地		

入居を希望する者及び同居を希望する者の状況				
続柄	氏 名	フリガナ	生年月日 (年齢)	職 業
本人			年 月 日 ()	
			年 月 日 ()	
			年 月 日 ()	
			年 月 日 ()	
			年 月 日 ()	
			年 月 日 ()	

※ 単身入居可能住戸を希望するには条件があります。「県営住宅入居申込みのご案内」を参照してください。(なお、募集住戸に単身入居可能住戸が無ければ申込みできません。)

※ 続柄は必ず記入してください。 ※ 婚約者と申し込む場合、婚約者の続柄欄は「婚約」としてください。

裁量階層区分	
--------	--

現在の住居の状況	1 現在の住居の種類 (○を付けてください。) ①親族等の持ち家 ②借家 ③社宅・寮 ④アパート ⑤間借り ⑥公団住宅 ⑦県営・市町村営住宅 ⑧その他 ()
	2 入居を希望する理由 (○を付けてください。) ① 結婚のため ② 通勤困難なため ③ 現住居が狭小のため (現在の住居の部屋数 室 畳数) ④ 現住居が高家賃のため (現在の住居の家賃 円) ⑤ 他の世帯と同居しているため ⑥ 環境が悪い ⑦ 正当な理由による立ち退きの要求を受けているため ⑧ その他 ()

翻訳者の連絡先	氏名	TEL
---------	----	-----

※翻訳者の連絡先は、外国人の方のみ記入してください。

※翻訳者は、日本語及び母国語が読み書きできる方としてください。

(裏)

(注) 優先入居 (詳細は「県営住宅入居申込みのご案内」参照)

1つの団地で2戸以上募集する場合、その1／2を優先入居者用とし、次に該当する世帯の方だけで先に抽選します。なお、優先枠で落選した場合、一般枠で再度抽選できます。

①母子・父子世帯 ②老人世帯 ③障がい者世帯 ④引揚者世帯 ⑤炭鉱離職者世帯 ⑥公害健康被害被認定者世帯 ⑦ハンセン病療養所入所者等のいる世帯 ⑧子育て世帯 ⑨犯罪被害者等世帯

以下管理側使用欄

--	--

※ 本申込書記載の個人情報については県営住宅入居者選考以外の目的には使用いたしません。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

県営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

県営住宅 団地 棟 号室

入 居 者

電話番号

下記の理由により、入居の承継をしたいので申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき又は私が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。

なお、承認されたときは、旧入居者の家賃、費用負担義務額等の債務を引き受けることを誓約します。

記

旧 入 居 者	氏 名	入 居 年 月 日		
		年 月 日		
申 請 者	氏名及び旧入居者との続柄	同 居 年 月 日		
	()	年 月 日		
承継の理由	1 死 亡 2 退 去 3 その他 ()	承 継 理 由 発 生 年 月 日		
		年 月 日		
引き続き入居しようとする者の氏名	申請者との続柄	生 年 月 日 (年齢)	職業又は勤務先	年 収
	本 人			円
				円
				円
				円
				円
計 名				円

- 備考 1 死亡又は退去の事実を証明する書類（住民票の写し又は戸籍謄本）を添付すること。
- 2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類（住民票の写し又は戸籍謄本）を添付すること。
- 3 申請者と同居者に地方税の滞納がないことを証明する書類（県税及び市町村税の納税証明書）を添付すること。
- 4 県営住宅入居誓約書（第2号様式）を提出すること。

第十く号様式を次のように改める。

第16号様式（第19条関係）

県 営 住 宅 返 還 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

県営住宅 団地 棟 号室
 入 居 者
 電話番号

下記のとおり県営住宅を返還したいので届け出ます。

記

返 還 年 月 日	年 月 日	入居年月日	年 月 日
		入 居 期 間	年 か月
返 還 理 由			
転 居 先	〒 電話番号 住 所		
勤 務 先	所在地 名 称 電話番号		
敷 金 の 送 金 先	金融機関名 銀行 支店		
	種 目（普通（総合）・当座） 口座番号		
	ふりがな 口座名義人		
模様替等承認を受けた設置物の処理	設 置 物（有・無） (入居者の責任において撤去し、原状に復してください。)		
家 賃 等 の 納 入 状 況	家賃等滞納（有・無） 未納家賃支払方法		

- 備考 1 県営住宅を明渡そうとするときは、退去日の15日前までに指定管理者に提出すること。
 2 送金先口座名義人は原則として入居者本人名義とする。
 3 敷金の送金先口座が家族等入居者以外の名義の場合は委任状を添付すること。

※以下は記入しないでください。

受付印	敷金	納 入	年 月 日	受付番号		
		金 額	円	区 分	月 額	日 割 額
		修 繕 料	円	家 賃	円	円
		未納家賃	円	計	円	円
		返 還 額	円			

団地コード	建物コード	住戸コード	入居者コード	
			敷金受入決議コード	

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の三重県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、知事との間、必要な調整をして使用するものとする。

告 示

三重県告示第 199 号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 238 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改定後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。	第1 法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。
1 (略)	1 (略)
2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）	2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 (略)	3 (略)
第2・第3 (略)	第2・第3 (略)

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 200 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基</u>

基準又はこれと同等の基準に適合するものとする 方法及び簡易な評価方法の指定	準又はこれと同等の基準に適合するものとする方 法及び簡易な評価方法の指定
三重県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 28 年三重県規則第 40 号）第 4 条及び第 13 条に規定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年三重県規則第 40 号）第 4 条及び第 13 条に規定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 35 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。
第 1・第 2 （略）	第 1・第 2 （略）
第 3 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。	第 3 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。
1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面	1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面
(1) （略）	(1) （略）
(2) 法第 35 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）	(2) 法第 35 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
(3)～(5) （略）	(3)～(5) （略）
2 （略）	2 （略）
第 4・第 5 （略）	第 4・第 5 （略）

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 201 号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件の一部を改正する告示

建築物エネルギー消費性能適合性判定等を行う建築物について三重県手数料条例別表第 21、別表第 22 及び別

表第 23 に規定するその他の用途、簡易な評価方法、工場等以外の用途の部分の規模及び工場等の用途の部分の規模を定める件（平成 29 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定する知事が別に定める用途を第 1 に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第 4 に定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。	三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 21、別表第 22 及び別表第 23 に規定する知事が別に定める用途を第 1 に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 2 に、工場等以外の用途の部分について知事が別に定める規模を第 3 に、工場等の用途の部分について知事が別に定める規模を第 4 に定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 202 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任（平成 29 年三重県告示第 257 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任</u> <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任</u> <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
